

福井市監査告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定並びに福井市監査基準（令和2年福井市監査告示第20号）により監査を実施したので、同条第9項の規定及び福井市監査基準により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和4年3月28日

| | | | | |
|---------|---|---|---|---|
| 福井市監査委員 | 谷 | 川 | 秀 | 男 |
| 福井市監査委員 | 浅 | 野 | 信 | 也 |
| 福井市監査委員 | 下 | 畑 | 健 | 二 |
| 福井市監査委員 | 村 | 田 | 耕 | 一 |

1 監査の種別

定期監査

2 監査の対象

(1) 対象所属

財政部 施設活用推進課（台帳の調製・記録状況）

工事・会計管理部 出納課（証書の保管状況）

(2) 監査の範囲

令和3年12月31日現在における財産台帳の調製・記録状況及び証券の保管状況

3 監査の着眼点

(1) 有価証券等台帳は調製され、取得、処分等の異動について正確に記録されているか。

(2) 有価証券等の出納及び保管は適正に行われているか。

4 監査の実施内容

令和4年1月25日から同年2月18日までの期間において、令和3年12月31日現在の有価証券11件及び出資による権利40

件について、台帳の調製・記録状況及び証書の保管状況について調査を行った。

5 監査結果

上記 1 から 4 までに記載のとおり監査した限りにおいて、有価証券等台帳の調製・記録及び証書の保管について、適正に執行されていると認めた。